

岐阜県公報

号外(二) 平成十九年九月二十八日

目次

規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課)

ページ 一

訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(同)

ページ 四

規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年岐阜県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法(大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。)(第六十六条)を「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。)(第一条)に改める。

第二条中「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、同条第二号中「信託行為」の下に「の内容を示す書類」を加え、同条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第七号中「事業年度」を「信託事務年度」に、「引受け後」を「引受け後に改める。

第四条第一項及び第五条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第六条中「前事業年度の信託事務」を「前信託事務年度の事業」に改める。

第七条の見出し中「信託条項」を「信託」に改め、同条第一項中「信託行為の當事者見ることのできなかつた」を「法第五条第一項の」に、「信託条項の変更の」を「信託の変更の」に改め、同項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、「変更案」の下に

「及び新旧対照表」を加え、同項第二号中「信託条項を変更する」を「信託の変更を必要とする」に改め、同条第二項中「信託条項」を「信託」に改める。

第十二条を削る。

第十六条第二号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第二十九条とする。

第十五条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十四条を第二十七条とし、第十三条を第二十六条とする。

第十一条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二條 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類

三 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新信託管理人の選任の請求)

第二十四條 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類

(公益信託の終了の請求)

第二十五條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により公益信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十條中「法第四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。）」及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六條 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)の請求をしようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七條 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八條 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第九条中「若しくはその相続人」を削り、「受益者（信託管理人を含む。）」を「信託管理人」に、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「第七十一条」を「第七条」に、同条第二号中「及び財産の現況」を「処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条

を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託の変更案及び新旧対照表

二 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

三 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

2 前項の信託の変更が公益信託の事業内容に係るものである場合にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

二 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

三 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び同条第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、

申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

二 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

三 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第五十六条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

二 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

三 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び同条第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

別記様式中「第15条」を「第28条」及び「第67条及び第68条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号イ中「マ、小包郵便」を削り、同号ロ中「封入又は荷造りをし」を「封入し」に改め、同項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 運送便により施行する文書 主務課において発送すること。ただし、岐阜県庁内郵便局から発送する場合は、荷造りをし、あて先を明記し、及び必要な表示をし、法務・情報公開課の文書発送担当者に差し出すこと。

第六十一条第一項第一号イ中「マ、小包郵便」を削り、同号ロ中「封入又は荷造りをし」を「封入し」に改め、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 運送便により施行する文書 所長等が別に定める方法によること。
別記第九号様式（その一）及び同様式（その二）中「シロ」を「ク」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年九月二十八日印刷
平成十九年九月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）